

<b>(24) ほ場排水改善促進対策緊急支援事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 農林課農政係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2106	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b>	
<b>【補助金の内容】</b> ・夏季から収穫期にかけて、高温多雨・湿害による農作物の被害が発生するほ場が多発していることから、農作物を安定的に生産・供給するために、農業生産基盤の整備に要する経費に対して補助し、高収益農業の実現と農業経営の安定と向上を図る	
<b>【補助対象者】</b> ・ほ場を整備する町内に在住する農業者、農地所有適格法人並びに町長が特に認めた農業者	
<b>【補助金額】</b> ・補助対象工事は、心土破砕、排水工事、客土工事、土砂流出入に係る復旧工事、整地・均平工事とする。ただし、町長が特に必要と認めた工事は対象とする ・補助対象ほ場は、国・道補助事業に該当しない町内のほ場とする。ただし、レーザーレベラーについては国・道補助事業に該当する町内ほ場は対象とする。また、事業が後年度となり、つなぎで施工する場合は対象とする ・1年間に同一ほ場で同一工事を行う場合は、1回限りの補助対象とする ・補助率は、排水工事は対象事業費の50%とし、その他の工事は対象事業費の25%とする。 ・補助金額は、1農業者等50万円以内（単年度）を限度とし、円未満を切り捨てとする	
<b>【実施期間】</b> 平成22年度～令和10年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・補助金交付申請書（別記第1号様式） ・実績報告書（別記第2号様式） ・必要と認める書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤補助金交付	
<b>【備考】</b>	